

福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、キャッシュレス決済端末の導入を促進し、中小企業者等の経営力強化と消費者の利便性を図るため、キャッシュレス決済端末販売業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和7年3月6日府地創第38号、府地事第67号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 キャッシュレス決済端末販売業者であって、県内に営業所等をする事業者
- (2) 共同事業者 補助金に係るキャッシュレス決済端末の導入に係る契約を補助事業者と締結し、県内のみで使用する事業者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者
 - イ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会
 - ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
 - エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及び都道府県中小企業団体中央会

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、共同事業者がキャッシュレス決済端末を導入するために必要な経費（以下、「補助対象経費」という。）に対して補助事業者が実施した値引き相当額について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額以内において知事が定める額とする。

- 2 補助対象経費には、端末機器購入費用のほか、導入の際に発生する工賃、出張代等を含み、端末機器リース料、インターネット接続料等の経常的経費は含まない。
なお、端末機器はクレジットカード読み取り機能を持つことを必須条件とする。
- 3 補助金対象経費の算定については、知事が定める期限までに補助事業者が補助対象機器登録申請書（様式第1号）を知事に提出し、審査の結果適正であることが認められた場合、知事は補助率の範囲内で補助対象機器別補助金額を定めるものとする。

なお、複数の補助事業者から同一機器の登録申請書の提出があった場合、その必要経費の平均を積算基礎として審査するものとする。

4 知事は、補助対象機器及びその補助金額を公表するものとする。

5 第3項の規定に関わらず、共同事業者1名当たりの補助上限額は15万円とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第2号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、別表1のとおりとする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。また、前項第2号に規定する県税納付状況について、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき収集した情報と突合することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費(補助対象経費に限る。)の10パーセント以内の減少

(2) 補助事業完了予定期日の3か月以内の変更(ただし、会計年度内に限る。)

(3) 事業計画の細部の変更

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事が、交付決定事業者及びその連絡先を公表すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、共同事業者とはみなさないこと。
 - ア 令和7年4月1日時点でキャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能を持つ機器）を導入している事業者
 - イ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - ウ 県税に未納がある者
 - エ 次のいずれか（みなし大企業）に該当する事業者
 - （ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の第2条第1項第2号アからエまでに該当しない事業者（以下、「大企業」という。）が所有していること。
 - （イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
 - （ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
 - オ 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者
 - カ 公序良俗に反することを事業目的とする事業者
 - キ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者
 - ク 補助金交付前に廃業（廃業届の提出の有無に関わらず、業務を停止しており実質的に廃業している場合を含む）した事業者
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認）

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 第1号に該当する場合は、変更承認申請書（様式第3-1号）
- (2) 第2号に該当する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第3-2号）
- (3) 第3号に該当する場合は、遅延等報告書（様式第3-3号）

2 販売予定数量の増加等を原因として、補助事業者から前項第1号の規定に基づく書類の提出があった場合、知事は予算の範囲内で補助金の増額交付決定をすることができる。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）に別表2に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者又は共同事業者は、規則第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、知事から請求があった日以降速やかに、遂行状況報告書（様式第5号）により行うものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の指示等)

第12条 知事は、規則第12条第2項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとらないときは、規則第16条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（様式第7-1号）に別表2に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月5日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、交付対象事業が完了せずに会計年度が終了した場合は、翌年度の4月15日までに年度終了実績報告書（様式第7-2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、精算払請求書（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(超過交付補助金の返還命令)

第15条 規則第14条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等に係る条件)

第16条 規則第16条第1項に規定するこれに付した条件には、次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助対象以外の用途に使用した場合
- (3) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者又は共同事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し、又は廃棄しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、取得財産等の処分承認申請書(様式第9号)により知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、補助事業者又は共同事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命じる。
- 3 規則第17条の2第4項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(会計帳簿の整備等)

第19条 補助金の交付を受けた補助事業者又は共同事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者又は共同事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

（財産の管理）

第20条 補助事業者又は共同事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産管理台帳（様式第11号）を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者又は共同事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（補助事業の検査等）

第21条 知事は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者及び共同事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第22条 補助事業者は、補助事業を通じて共同事業者の個人情報を知り得る立場にあるため、補助事業を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他必要な事項）

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この交付要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(別表 1) 申請書に添付する書類

番号	名称
1	(別紙 1) 補助事業計画書
2	法人の場合、現在事項証明書(商業登記) 個人事業主の場合、開業届(写)及び住民票抄本 ※申請日前 3 か月以内に発行したもの ※所在地が県外の場合、県内に営業所等があることを示す書類が必要。
3	直近 3 か年の財務諸表(決算、事業あるいは営業報告書)又は所得税青色申告決算書
4	暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿
5	県税の納税証明書 ※申請日前 3 か月以内に発行したもの
6	通帳の写し(補助金振込用口座)
7	その他、知事が必要と認める書類

(別表 2) 概算払請求書、実績報告書に添付する書類

番号	名称
1	補助事業者が補助対象機器を仕入れ業者から購入したときの納品書(写)
2	(別紙 2) 共同事業実施申出書
3	(別紙 3) 共同事業者実施状況一覧表
4	補助事業者が共同事業者に補助対象機器を販売したときの請求書(控)
5	補助事業者が共同事業者から請求金額を受け取ったときの通帳(写)
6	加盟店契約書(写)
7	事業実施状況が分かる写真
8	その他、知事が必要と認める書類

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱による補助事業（以下、「本事業」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本事業が完了した後においても、同様とする。

2 補助事業者は、本事業に従事している者に対し、当該事業に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、本事業を行うために個人情報を収集するときは、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、本事業に関して知り得た個人情報を本事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 補助事業者は、県より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講じる必要があることから、本事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、本事業を行うために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 補助事業者は、本事業のうち個人情報を取り扱う部分（以下、「個人情報取扱事務」という。）について、県の指定する場所で行わなければならない。

2 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から本事業に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 補助事業者は、本事業を行うために県から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等を本事業完了後直ちに県に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を県に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 補助事業者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及び本事業の交付要綱に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について県の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 県は、補助事業者における本事業の執行状況等について実地に調査し、又は補助事業者に対して必要な報告を求める等、補助事業者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 補助事業者は、前項における報告について、県が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 県は、補助事業者が本事業に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 補助事業者は、県の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により補助事業者が負う個人情報の取扱いに関する義務を委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 補助事業者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 補助事業者又は補助事業者の従事者（補助事業者の委託先及び補助事業者の委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本事業に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、補助事業者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、県が補助事業者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、補助事業者は遅滞なく県の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 本事業に関する個人情報について、補助事業者による取扱いが著しく不適切であると県が認めたときは、県は交付決定の全部又は一部を解除することができる。この場合の加算金及び延滞金は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）の定めるところによる。